

令和５年度二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金

新たに事業を営もうとする者が市内の空き店舗等で創業する際の改修費及び賃借料等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和５年度予算額７８０万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますのでお早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
空き店舗 の定義	・市内にある過去に店舗であった建物で３箇月以上利用されていないもの（大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。） ・建物または駐車場が道路に面していること。
創業者 の定義	市の住民基本台帳に記録されている者（開業日までに市外から転入する者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（開業日までに市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。）が対象となります。 ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ※会社の代表者が別の会社を経営し事業を行っている者は対象外となります。
創業者 の要件	・令和５年度中に営業を開始すること。 ・事業に必要な資格や許認可等を取得している又は取得する見込みであること。 ・創業する地域の商店会および「二本松商工会議所」または「あだたら商工会」の会員となること。 ・創業後２年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週４日以上営業を行うこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・二本松市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。 ・市税を滞納していないこと。 ・この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・「補助対象経費」について他の補助金等を受けてないこと。 ・空き店舗等の所有者が創業者または創業者の３親等以内の親族でないこと。 ・過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。 ・市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。 ・風営法第２条に規定する営業に該当していないこと。 ・中小小売商業振興法第４条第５項に規定する連鎖化事業に該当していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。 ・補助金の交付決定前に事業を開始していないこと。 ・サービス及び商品等の提供を行わず、事務的業務のみを行うことを目的としていないこと。

補助対象経費	空き店舗等を活用して営業を開始する際に必要な次の費用を対象とします。 ①店舗等改修費 ・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等 ・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの等） <u>【注意】市内業者を利用する改修または備品購入に限ります。</u> ②店舗等賃借料 ・賃借店舗等の月額家賃（敷金、礼金等の諸経費を除く。） ・空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗等及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出します。			
補助額等 ※1,000円未満切捨	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
	①店舗等改修費	交付決定日から営業開始日まで	2/3 以内	200 万円
	②店舗等賃借料	営業開始日の属する月の翌月から6 月間	2/3 以内	10 万円/月
問い合わせ先・申請先	二本松市役所産業部商工課企業誘致係 住所：〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1 TEL：0243-55-5121 FAX：0243-22-8533			
創業に関する相談先	二本松商工会議所（二本松地域で創業を希望される方） 住所：〒964-8577 福島県二本松市本町 1-60-1 TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677 あだたら商工会（安達・岩代・東和地域で創業を希望される方） 住所：〒969-1404 福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2 TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438			

申請
手続き

(1) 交付申請【創業者→市】

事業開始前に次の書類を提出してください。

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第2号様式）
- 必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し
- 店舗等の改修等を行う場合は、次に掲げる書類
 - ・改修等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し）
 - ・施工前の店舗等の内外部の現状がわかる写真
 - ・店舗等の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書）
 - ・店舗等の所有者の同意書
- 店舗等の位置図及び平面図
- 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
- 市税納付状況確認同意書
- 創業者に係る経歴を記した書類

(2) 交付決定【市→創業者】

補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(3) 工事の着工等【創業者】

必ず補助金交付決定を受けてから事業を開始してください。

賃貸料については「営業を開始した日の翌月分」から補助対象となります。

(4) 実績報告【創業者→市】

事業経費を支払ってから14日以内に次の書類を提出してください。

①店舗等改修

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（改修費）（第3号様式）
- 改修等内容及び積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）
- 補修対象経費の領収書の写し
- 改修等完了写真（施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの）
- 必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し
- 開業を証明する書類の写し
- 商店会及び会議所又は商工会の会員であることを証明する書類の写し

②店舗等貸借料

- 創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（貸借料）（第4号様式）
- 貸借料の支払を証明する書類（領収書の写し等）

(5) 確定通知【市→創業者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(6) 補助金交付請求【創業者→市】

(7) 補助金交付【市→創業者】